

低振動型圧縮機の指定に伴う大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る対応について

1 振動規制法施行令の改正

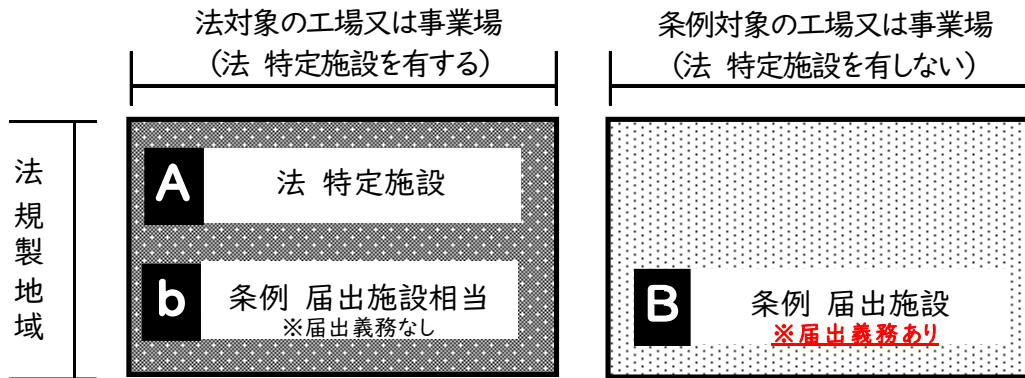
振動規制法施行令の改正により、令和4年12月1日から、国が指定する低振動の圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上)については、次のとおり、規制対象外となる規定が設けられました。

振動規制法施行令 別表第1 2号

改正前	改正後
圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)

(参考:<https://www.env.go.jp/page/00429.html>)

2 「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の規制状況



法: 振動規制法 条例: 大阪府生活環境の保全等に関する条例
 図 振動規制法と府条例の関係

- 特定施設 : 法に規定する施設を指します。
- 届出施設 : 条例に規定する施設を指します。
- 特定工場等: 法の特定施設を(法の指定地域内に)設置している工場及び事業場を指します。
- 法規制地域: 次の地域を除く地域を指します。

(1)工業専用地域、(2)空港敷地、(3)工業用埋立地のうち用途地域の指定のない無指定地域

3 低振動型圧縮機の指定に伴う府条例に係る対応について

現状、法の届出がなされた特定施設(図中の **A**)を有する工場(特定工場)については、条例届出施設相当(図中の **b**)を新たに設置する際、除外規定が適用されるため、条例の届出は不要です。

しかしながら、特定施設(図中の **A**)が低振動型圧縮機の指定を受け、法の特定施設(図中の **A**)が全てなくなった際には、(図中の **b**から **B**へと変わるため)除外規定が適用されなくなることから、条例第88条の規定により、指定の日から30日以内に届出をする必要があります。

【参 考】大阪府生活環境の保全等に関する条例

第88条 (略)一の施設が届出施設となった際現に規制地域内において工場等(その施設以外の届出施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者は、(略)当該施設が届出施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

第116条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

八 第88条第1項(略)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

※高槻市域については、別途、「高槻市公害の防止及び環境の保全に関する条例」で規制されています。